



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月19日金曜日 第1519号外3

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立医療技術大学学則..... 1

規 則

○愛媛県規則第70号

愛媛県立医療技術大学学則を次のように定める。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立医療技術大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条 - 第6条）
- 第3章 職員組織（第7条・第8条）
- 第4章 教授会、委員会、企画会議及び運営諮問会議（第9条 - 第12条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第13条 - 第15条）
- 第6章 修業年限及び在学期間（第16条・第17条）
- 第7章 入学（第18条 - 第24条）
- 第8章 教育課程及び履修方法等（第25条 - 第31条）
- 第9章 休学、転学、留学及び退学（第32条 - 第37条）
- 第10章 卒業及び学位（第38条・第39条）
- 第11章 賞罰（第40条・第41条）
- 第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第42条 - 第46条）
- 第13章 入学選考料、入学料及び授業料（第47条 - 第51条）
- 第14章 福利厚生施設（第52条）
- 第15章 公開講座及び施設の開放（第53条・第54条）
- 第16章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）は、生命の尊重を基本理念とし、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、保健及び医療に関する高度の専門的な知識と技術をもって、あらゆる人々の健康と福祉の増進に寄与することができる実践者を育成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、学外者による検証を行うものとする。

3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第三者評価等の結果について、刊行物、広報物等において、積極的に情報を提供するものとする。

4 自己点検・評価等に関し必要な事項は、学長が定める。

第2章 組織

（学部、学科及び収容定員等）

第3条 本学に保健科学部を置く。

2 保健科学部に看護学科及び臨床検査学科を置き、各学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|-------|--------|------|-------|------|
| 保健科学部 | 看護学科 | 60人 | 10人 | 260人 |
| | 臨床検査学科 | 20人 | - | 80人 |

（事務局）

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、知事が定める。

（図書館）

第5条 本学に図書館を置く。

2 図書館の組織に関し必要な事項は知事が定め、その運営に関し必要な事項は学長が定める。

（地域交流センター）

第6条 本学に県民の保健及び医療の向上並びに福祉の増進に寄与するため、地域交流センターを置く。

2 地域交流センターの組織に関し必要な事項は知事が定め、その運営に関し必要な事項は学長が定める。

第3章 職員組織

（職員）

第7条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教授
- (4) 助教授
- (5) 講師
- (6) 助手
- (7) 事務職員
- (8) その他必要な職員

（各組織の長）

第8条 本学に学長及び学部長のほか、学科長、地域交流センター長、図書館長及び学生部長を置く。

2 前項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、学長が定める。

第4章 教授会、委員会、企画会議及び運営諮問会議

（教授会）

第9条 本学に、大学運営に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、学部長、教授、助教授及び講師（常時勤務する者に限る。）をもって組織する。ただし、学長は

必要があると認める場合は、その他の職員を加えることができる。

- 3 教授会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) この規則その他重要な規程に関すること。
 - (2) 第7条第1号から第6号までに掲げる職員の人事に関すること。
 - (3) 教育課程及びその履修に関すること。
 - (4) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍その他の身分に関すること。
 - (5) 学生の試験及び卒業に関すること。
 - (6) 学生の指導及び賞罰に関すること。
 - (7) その他教育研究上の重要事項に関すること。
- 4 前項第2号、第4号及び第5号に掲げる事項を審議する場合においては、学長、学部長及び教授をもって教授会の会議を開催することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(委員会)

第10条 学長は、特定の分野に関する重要事項を調査し、又は審議するため、自己点検評価委員会、総務委員会、教務委員会、学生委員会、図書委員会、入試委員会、広報委員会、FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会、紀要委員会その他必要な委員会を設置する。

- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、学長が定める。
- (企画会議)

第11条 本学に、学長を補佐し、本学の管理運営に関する事項及び将来構想等を審議するため、企画会議を置く。

- 2 企画会議は、学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長及び事務局長をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認める場合は、その他の職員を加えることができる。

- 3 企画会議に関し必要な事項は、学長が定める。
- (運営諮問会議)

第12条 本学に、大学運営等について学外有識者からの提言、助言等を受けるため、運営諮問会議を置く。

- 2 運営諮問会議に関し必要な事項は、学長が定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

- 2 前項第3号から第5号までに規定する休業日は、1年を

通じて17週以内で学長が定める。

- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。

- 4 学長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日においても臨時的授業日を設けることができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学をした学生は、その者の修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したものの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、指定の期日までに、学長が定める書類に入学選考料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学を志願する者については、学長が定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学長が定める書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学)

第23条 編入学の時期は、毎学年の初めとする。

- 2 編入学の編入年次は、3年次とする。

- 3 本学に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣の指定した大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第1号又は第2号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)第4条第1項に規定する指定基準を満たすものに限る。)を修了した者
- 4 前3条の規定は、編入学について準用する。
- 5 前項において準用する前条第2項の規定により編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学及び転入学)

第24条 学長は、本学に再入学又は転入学を志願する者があ
る場合は、希望する学科の収容定員に欠員があるときに限
り、再入学又は転入学を許可することができる。

2 第20条から第22条までの規定は、再入学又は転入学につ
いて準用する。

3 前項において準用する第22条第2項の規定により再入学
又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修
得した単位の取扱い並びに修業すべき年数については、教
授会の議を経て学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第25条 各学科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとす
る。

(履修の制限)

第26条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修する
ため、1年間又は1学期に履修科目として登録することが
できる単位数の上限は、学長が定める。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目
を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを
標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の方法による教育
効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準に
よるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業を
もって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の
授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目につい
ては、その学修の成果を考慮して単位数を定めることが
できる。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所
定の単位を与えるものとする。

2 単位の認定の方法及び学修の評価の基準は、教授会の議
を経て学長が定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は
短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期
大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単

位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学に
おける授業科目の履修により修得したものとみなすことが
できる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に
入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科
目について修得した単位(科目等履修により修得した単位
を含む。)を本学における授業科目の履修により修得した
ものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単
位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修
得した単位以外のものについては、前条(第35条第3項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により本学において
修得したものとみなされる単位数と合わせて60単位を超え
ないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第31条 第29条第1項の規定に基づき他の大学又は短期大学
において授業科目の履修を希望する者は、教授会の許可を
得なければならない。

第9章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第32条 学生は、疾病その他特別の理由により引き続き2月
以上修学することができない場合は、学長の許可を受けて
休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認めら
れる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由
がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認め
ることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条の在学期間に算入しない。

4 学生は、休学期間中に休学の理由が消滅したときは、学
長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 学生は、他の大学等に転学しようとするときは、学
長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとする
ときは、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第16条の規定による
修業すべき年数(第24条第2項において準用する第22条第
2項の規定により再入学又は転入学を許可された者にあつ
ては、第24条第3項の規定により定められた修業すべき年
数。第38条第1項において同じ。)に含めることができる
。

3 第29条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場
合について準用する。

(退学)

第36条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受
けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するとき

は、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (2) 第17条の在学期間を超えたとき。
- (3) 第33条の休学期間を超えて復学することができないとき。
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明のとき。

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第38条 学長は、第16条の規定による修業すべき年数以上在学し、別表に定める授業科目及び単位数を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第39条 学長は、卒業した者に対し、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める学士の学位を授与する。

- (1) 看護学科 学士(看護学)
- (2) 臨床検査学科 学士(保健衛生学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第40条 学長は、学生として表彰に価する行為があった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第41条 学長は、この規則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、教授会の議を経て、懲戒処分をすることができる。

- 2 懲戒処分の種類は、退学、停学及び訓告の処分とする。
- 3 退学処分は、学生が次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく、出席状況が悪いとき。
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したとき。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学の学生以外の者で特定の授業科目の履修を志願するものがある場合は、本学の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第43条 学長は、他の大学の学生で本学において特定の授業科目を履修することを志願するものがある場合は、当該他の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(研究生)

第44条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合は、本学の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 本学に研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めたとする。

(外国人留学生)

第45条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(委任)

第46条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が定める。

第13章 入学選考料、入学料及び授業料

(入学選考料等の額)

第47条 入学選考料、入学料及び授業料(以下「入学選考料等」という。)の額は、愛媛県立医療技術大学条例(平成15年愛媛県条例第62号)の定めるところによる。

(授業料の納付)

第48条 授業料は、前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 学期の途中において、退学し、若しくは退学にされ、転学し、停学にされ、又は除籍された場合であっても、当該学期分の授業料は、納付しなければならない。

(入学料及び授業料の分納及び納付の猶予)

第49条 学長は、特別の事情があると認める場合は、入学料及び授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による入学料及び授業料の分納及び納付の猶予の基準並びにその手続については、知事が定める。

(入学選考料等の減免)

第50条 知事は、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては、入学選考料については免除し、入学料については減免することがある。

2 休学を許可され、又は休学を命ぜられた者については、月割計算によって休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

3 知事は、学業成績が優秀で、かつ、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては、授業料を減免することがある。この場合において、授業料の減免は、学期ごとに行う。

4 第1項及び前項の規定による入学選考料等の減免の基準及びその手続については、知事が定める。

(入学選考料等の不返還)

第51条 既に納付した入学選考料等は、返還しない。ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第14章 福利厚生施設

第52条 本学に学生及び教職員の福利厚生を図るために必要な施設を置く。

2 前項の施設の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

第15章 公開講座及び施設の開放

(公開講座)

第53条 学長は、必要があると認めるときは、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

(施設の開放)

第54条 本学の図書館、体育館その他の施設は、一般に開放することができる。

2 施設の開放に関し必要な事項は、学長が定める。

第16章 雑則

第55条 この規則に定めるもののほか、本学の管理及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第13章の規定のうち、入学選考料及び入学金に係る部分は、公布の日から施行する。

2 平成16年度から平成18年度までの各年度における収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 保健科学部 | 看護学科 | 60人 | 120人 | 190人 |
| | 臨床検査学科 | 20人 | 40人 | 60人 |

別表（第25条、第38条関係）

1 看護学科の授業科目及び単位数

| 区 分 | 授 業 科 目 | 単 位 数 | | | 卒業に必要な単位数 | |
|----------------------------|--|---------------|----|----|----------------------------|----------------------------|
| | | 必修 | 選択 | 自由 | | |
| 基 礎 科 目 | 科学的思考と方法 | 科学論 | 1 | | | 必修科目 6 単位及び 選択科目 4 単位以上 |
| | | 生命科学 | 1 | | | |
| | | 物理学 | | 2 | | |
| | | 化学 | | 2 | | |
| | | 生物学 | | 2 | | |
| | | 統計学 | 2 | | | |
| | | 情報科学 | 1 | | | |
| | | 教養ゼミ | 1 | | | |
| | 人 間 と 生 活 | 心理学 | 2 | | | 必修科目 5 単位及び 選択科目 6 単位以上 |
| | | 生命倫理 | 2 | | | |
| | | 愛媛の文化と風土 | 1 | | | |
| | | コミュニケーション論 | | 2 | | |
| | | 社会学 | | 2 | | |
| | | 性と文化 | | 1 | | |
| | | 哲学 | | 2 | | |
| | | 文学 | | 2 | | |
| | | 経済学 | | 2 | | |
| | | 法学 | | 2 | | |
| | | 文化人類学 | | 2 | | |
| 言 語 | 日本語表現 | 2 | | | 必修科目 6 単位及び 選択科目 2 単位以上 | |
| | 英語ⅠA（読解） | 1 | | | | |
| | 英語ⅠB（記述） | 1 | | | | |
| | 英会話Ⅰ | 1 | | | | |
| | 英会話Ⅱ | 1 | | | | |
| | 英語ⅡA（読解） | | 1 | | | |
| | 英語ⅡB（記述） | | 1 | | | |
| | ドイツ語Ⅰ | | 1 | | | |
| | ドイツ語Ⅱ | | 1 | | | |
| | フランス語Ⅰ | | 1 | | | |
| | フランス語Ⅱ | | 1 | | | |
| 身 体 と 表 現 | 表現法Ⅰ（演劇と表現） | | 1 | | 選択科目 1 単位以上 | |
| | 表現法Ⅱ（ダンスと表現） | | 1 | | | |
| | スポーツと科学 | | 1 | | | |
| | スポーツ | | 1 | | | |
| 専 門 基 礎 科 目 | 人と医療 | 医療概論 | 1 | | 必修科目28単位及び 選択科目 1 単位以上 | |
| | | チーム医療 | 1 | | | |
| | 人 間 の 身 体 と 精 神 | 人体の構造・機能 | 4 | | | |
| | | 生命活動と代謝 | 1 | | | |
| | | ヒトの遺伝学 | | 1 | | |
| | | 生涯発達心理学 | 2 | | | |
| | | 保健行動論 | 2 | | | |
| | | カウンセリング入門 | | 1 | | |
| | 人間工学 | | 1 | | | |
| | 疾 病 の 成 り 立 ち と 回 復 | 疾病発生の機序 | 1 | | | |
| | | 感染免疫学 | 1 | | | |
| | | 臨床病態学Ⅰ（成人） | 2 | | | |
| | | 臨床病態学Ⅱ（母性・小児） | 1 | | | |
| | | 臨床病態学Ⅲ（老年・精神） | 1 | | | |
| 薬と健康 | | 2 | | | | |
| 食と栄養 | | 1 | | | | |
| 生活とリハビリテーション | | 2 | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|---|---------------------|---------------------------|--|
| | | 東洋医学 | | 1 | | | |
| | 社会のしくみと健康 | 社会保障制度論 | 1 | | | | |
| | | 保健医療福祉システム論 | 1 | | | | |
| | | 健康管理論 | 2 | | | | |
| | | 疫学 | 1 | | | | |
| | | 保健統計学 | 1 | | | | |
| | | 医療と経済 | | 1 | | | |
| 専 門 科 目 | 看護の基礎 | 看護学概論 | 1 | | | 必修科目70単位及び 選択科目 1 単位以上 | |
| | | 看護倫理 | 1 | | | | |
| | | 看護管理 | 1 | | | | |
| | | 基礎看護技術Ⅰ（日常生活援助技術） | 3 | | | | |
| | | 基礎看護技術Ⅱ（診療に伴う援助技術） | 2 | | | | |
| | | ヘルスアセスメント | 1 | | | | |
| | | 看護過程 | 1 | | | | |
| | | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 | | | | |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 | | | | |
| | 看護 | 地域看護学 | 地域看護学概論 | 1 | | | |
| | | | 地域看護活動論Ⅰ（地区診断論） | 2 | | | |
| | | | 地域看護活動論Ⅱ（人々のライフサイクルと地域看護活動） | 1 | | | |
| | | | 地域看護方法論Ⅰ（保健指導論・家族援助論） | 2 | | | |
| | | | 地域看護方法論Ⅱ（在宅看護論） | 1 | | | |
| | | | 地域看護方法論Ⅲ（健康教育論・組織活動論） | 2 | | | |
| | | | ケアマネジメント論 | 1 | | | |
| | | | 地域看護学実習Ⅰ | 1 | | | |
| | 地域看護学実習Ⅱ | 4 | | | | | |
| | 精神看護学 | 精神保健 | 1 | | | | |
| | | 精神看護対象論 | 1 | | | | |
| | | 精神看護方法論 | 2 | | | | |
| | | 精神看護学実習 | 2 | | | | |
| | 母性看護学 | 母性看護対象論 | 1 | | | | |
| | | 母性看護方法論Ⅰ（女性の健康と看護） | 1 | | | | |
| | | 母性看護方法論Ⅱ（母性看護学各論） | 2 | | | | |
| | | 母性看護学実習 | 2 | | | | |
| | 小児看護学 | 小児看護対象論 | 1 | | | | |
| | | 小児看護方法論 | 2 | | | | |
| | | 小児看護学実習 | 2 | | | | |
| | 成人看護学 | 成人看護対象論 | 1 | | | | |
| | | 成人看護方法論Ⅰ（急性期看護） | 2 | | | | |
| | | 成人看護方法論Ⅱ（慢性期看護） | 2 | | | | |
| | | 成人看護方法論Ⅲ（リハビリテーション看護） | 1 | | | | |
| | | 成人看護学実習Ⅰ | 3 | | | | |
| | | 成人看護学実習Ⅱ | 3 | | | | |
| | 成人看護学実習Ⅲ | 2 | | | | | |
| 老年看護学 | 老年看護対象論 | 1 | | | | | |
| | 老年看護方法論 | 1 | | | | | |
| | 老年看護学実習 | 2 | | | | | |
| 統合科目 | 看護研究Ⅰ | 2 | | | | | |
| | 看護研究Ⅱ（卒業研究） | 3 | | | | | |
| 看護の探究・発展 | 特論実習 | 2 | | | | | |
| | 特論演習 | | | 1 | | | |
| | 学校保健 | | 1 | | | | |
| | 産業保健 | | 1 | | | | |
| 助産 | 助産学概論 | | | 1 | 助産学の選択者のみ 13単位必修 | | |
| | 助産診断・技術学Ⅰ（助産過程の基礎） | | | 2 | | | |
| | 助産診断・技術学Ⅱ（助産過程の展開） | | | 3 | | | |

| | | | | | |
|---|----------------|-----|----|--------|---------------------------------|
| 学 | 助産管理学 助産学実習 | | | 1 6 | |
| 計 | | 115 | 40 | 14 | 合計130単位以上(助産学の選択者にあつては、143単位以上) |

2 臨床検査学科の授業科目及び単位数

| 区 分 | 授 業 科 目 | 単 位 数 | | | 卒業に必要な単位数 | |
|--------------------------------------|-----------------------|-------|----|-----------------------------|----------------------------|--|
| | | 必修 | 選択 | 自由 | | |
| 基 礎 科 目 | 科学的思考と方法 | 科学論 | 1 | | 必修科目 6 単位及び 選択科目 4 単位以上 | |
| | | 生命科学 | 1 | | | |
| | | 物理学 | | 2 | | |
| | | 化学 | | 2 | | |
| | | 生物学 | | 2 | | |
| | | 統計学 | 2 | | | |
| | | 情報科学 | 1 | | | |
| | 教養ゼミ | 1 | | | | |
| | 人 間 と 生 活 | 心理学 | 2 | | 必修科目 7 単位及び 選択科目 6 単位以上 | |
| | | 生命倫理 | 2 | | | |
| 社会学 | | | 2 | | | |
| 愛媛の文化と風土 | | 1 | | | | |
| コミュニケーション論 | | 2 | | | | |
| 性と文化 | | | 1 | | | |
| 哲学 | | | 2 | | | |
| 文学 | | | 2 | | | |
| 経済学 | | | 2 | | | |
| 法学 | | | 2 | | | |
| 文化人類学 | | 2 | | | | |
| 環境科学 | | 2 | | | | |
| 言 語 | 日本語表現 | 2 | | 必修科目 6 単位及び 選択科目 2 単位以上 | | |
| | 英語 I A (読解) | 1 | | | | |
| | 英語 I B (記述) | 1 | | | | |
| | 英会話 I | 1 | | | | |
| | 英会話 II | 1 | | | | |
| | 英語 II A (読解) | | 1 | | | |
| | 英語 II B (記述) | | 1 | | | |
| | ドイツ語 I | | 1 | | | |
| | ドイツ語 II | | 1 | | | |
| | フランス語 I | | 1 | | | |
| フランス語 II | | 1 | | | | |
| 身 体 と 表 現 | 表現法 I (演劇と表現) | | 1 | 選択科目 1 単位以上 | | |
| | 表現法 II (ダンスと表現) | | 1 | | | |
| | スポーツと科学 | | 1 | | | |
| | スポーツ | | 1 | | | |
| 人 と 医 療 | 医療概論 | 1 | | 必修科目 2 単位 | | |
| | チーム医療 | 1 | | | | |
| 人 間 の 身 体 と 精 神 | 人体の構造・機能 | 4 | | 必修科目 14 単位及び 選択科目 3 単位以上 | | |
| | 人体の構造・機能実習 | 2 | | | | |
| | ヒトの遺伝学 | 1 | | | | |
| | 生涯発達心理学 | | 2 | | | |
| | 保健行動論 | | 2 | | | |
| | カウンセリング入門 | 1 | | | | |
| | 人間工学 | | 1 | | | |
| 疾 病 の 成 熟 | 臨床病態学 I (成人) | 2 | | | | |
| | 臨床病態学 II (母性・小児) | 1 | | | | |
| | 臨床病態学 III (老年・精神) | 1 | | | | |

| | | | | | | |
|---|--|--------------|---|---|---|----------------------------|
| 門 基 礎 科 目 | り 立 ち と 回 復 | 薬と健康 | 2 | | | |
| | | 食と栄養 | | 1 | | |
| | | 生活とリハビリテーション | | 2 | | |
| 社 会 の し く み と 健 康 | | 社会保障制度論 | | 1 | | 必修科目 6 単位及び 選択科目 1 単位以上 |
| | | 保健医療福祉システム論 | | 1 | | |
| | | 疫学 | 1 | | | |
| | | 医療と経済 | 1 | | | |
| | | 公衆衛生学 | 2 | | | |
| | | 環境衛生学 | 1 | | | |
| | | 公衆・環境衛生学実習 | 1 | | | |
| 検 査 の 基 礎 | | 分析化学 | 2 | | | 必修科目10単位 |
| | | 生化学 | 2 | | | |
| | | 生化学実習 | 1 | | | |
| | | 医用物理学 | 2 | | | |
| | | 医用工学 | 2 | | | |
| | | 医用工学実習 | 1 | | | |
| 専 門 科 目 | 形 態 検 査 学 | 病理学 | 1 | | | 必修科目62単位 |
| | | 病理学実習 | 1 | | | |
| | | 病理組織細胞学 | 1 | | | |
| | | 病理組織細胞学実習 | 1 | | | |
| | | 血液学 | 1 | | | |
| | | 臨床血液学 | 1 | | | |
| | | 臨床血液学実習 | 1 | | | |
| | 生 物 試 料 分 析 検 査 学 | 分子細胞生物学 | 1 | | | |
| | | 検査機器総論 | 1 | | | |
| | | 臨床検査総論 | 1 | | | |
| | | 臨床検査総論実習 | 1 | | | |
| | | 臨床化学 | 2 | | | |
| | | 臨床化学実習 | 1 | | | |
| | | 遺伝子検査学 | 1 | | | |
| | 遺伝子検査学実習 | 1 | | | | |
| | 病 因 ・ 生 体 防 御 検 査 学 | 微生物学 | 1 | | | |
| | | 臨床微生物学 | 1 | | | |
| | | 臨床微生物学実習 | 2 | | | |
| | | 医動物学演習 | 2 | | | |
| | | 免疫学 | 1 | | | |
| | | 臨床免疫学 | 1 | | | |
| | | 臨床免疫学実習 | 1 | | | |
| | 輸血移植検査学演習 | 2 | | | | |
| | 生 理 機 能 検 査 学 | 生理機能検査学 | 2 | | | |
| | | 生理機能検査学実習 | 2 | | | |
| | | 画像検査学演習 | 2 | | | |
| | | 生理機能検査管理学 | 1 | | | |
| 放射線検査概論 | | 1 | | | | |
| 検 査 総 合 管 理 学 | 臨床検査学概論 | 1 | | | | |
| | 検査管理学 | 2 | | | | |
| | 院内感染管理学 | 1 | | | | |
| | 医療情報学 | 1 | | | | |
| 医 学 検 査 の 実 践 | 臨 地 実 習 | 臨地実習Ⅰ | 2 | | | |
| | | 臨地実習Ⅱ | 6 | | | |
| 医 学 検 査 の 探 | 統 合 ・ 発 | 臨床診断学演習 | 6 | | | |
| | | 臨床検査研究(卒業研究) | 3 | | | |
| | | 生殖医学 | | | 1 | |
| | | 毒性学 | 2 | | | |

| | | | | | | |
|--------------|-------------|--------|-----|----|---|-------------|
| 究・ 発 展 | 展 科 目 | 衛生行政学 | 1 | | | |
| | | 食品衛生学 | 1 | | | |
| | | 食品関係法規 | 1 | | | |
| 計 | | | 113 | 42 | 1 | 合計 130 単位以上 |